

7 防犯教育

児童生徒等の大切な生命や安全を守り、楽しく、充実した学校生活を送ることができるようにするため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等に危害を加えるおそれのある者など不審者等による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対策等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

また、児童生徒等への防犯教育については、登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行い、校内外で、犯罪被害から身を守るため、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの教師や大人に知らせる、110番通報するなど具体的な方法について指導する機会を設けることなどが挙げられる。児童生徒等の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要である。

なお、不審者侵入防止に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検と改善措置と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

(1) 日常の安全確保

ア 職員の共通理解と校内体制の整備

日頃から、児童生徒等の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、危機管理マニュアルの作成などにより、校内体制を整備する。

イ 来訪者の確認

学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。

ウ 不審者情報に係る関係機関等との連携

日頃から、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備する。

エ 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

オ 登下校時における安全確保

通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握を行う。例えば、犯罪機械論に基づく地域安全マップを作成したり、それらの情報を児童生徒等に周知したりする。また、地域の関係団体等との連携を図り、「子ども110番の家」等の登下校の緊急の際の避難場所を児童生徒等に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したりして、必要な対策を実施する。

カ 校外学習や学校行事における安全確保

校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全教育の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

キ 安全に配慮した学校施設の開放

開放部分と非開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者やPTA等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を検討する。

ク 学校施設面における安全確保

校門、圍障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連携、通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建築物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急時の安全確保対策

ア 不審者情報がある場合の連携等の体制整備

警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校時の方法についての対応方針の策定、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施する。

イ 不審者の立ち入りなど緊急時の体制整備

校長、教頭または他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等の対応のできる体制を確立する。また、警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備を図るとともに、緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等を実施する。さらに、警備員等を配置している学校については、警備員等による巡回の効果的な実施と速やかな対応について検討する。

(3) 「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立

「地域に開かれた学校づくり」については、家庭や地域社会とともに児童生徒等を育てていく観点に立って、学校施設の開放、教育機能の開放、学校情報の公開、教育活動や学校運営の開放などを行っているものであり、今後もその重要性は変わらない。

従って、「地域に開かれた学校づくり」を推進するためには、その前提として、学校の教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた外部からの不審者等の侵入防止の対策を継続的に実施し、児童生徒等の安全確保を図ることが絶対の条件である。その際、地域学校安全委員会や学校評議会等の活動と連動させ、PTA、地域住民、スクールガード・リーダー、学校安全ボランティア（学校安全パトロール隊）等との緊密な連携による学校の安全確保が重要である。

(4) 保護者や関係機関等との連携による安全確保

これまで述べたように、不審者等から児童生徒等の大切な生命や安全を確保するため、学校で努力することは当然であるが、その広域な内容からみて、学校の教職員だけでは十分とはいえない。保護者（PTA）や関係機関等との連携により、学校内とその周辺、通学路、地域での生活全般での安全を確保するなどの組織的な活動も必要である。

従って、児童生徒等が犯罪や事故の被害から自分の身を守るために注意すべき事項に関する家庭での日頃からの話し合い、警察、PTA、自治会、地区防犯協会、青少年教育団体等の協力を得ての要注意箇所の点検や不審者等の情報の速やかな伝達、学校内外や地域の巡回、「声かけ運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となり展開することなどが必要である。